

## 第148回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和6年10月3日（木）10:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎7階中会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、久我 尚子、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和

【審議協力者】

東京都、神奈川県

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：藤井世帯統計官

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第148回人口・社会統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中御参加いただき、ありがとうございます。国勢調査に引き続き、今回は国民生活基礎調査の審議となります。お忙しくして申し訳ございませんが、どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議もこれまでどおり、こちらの会場とウェブの併用で進めてまいりたいと思います。なお、ウェブで参加されている構成員の方々につきましては、ネットワークの状況で、こちらの声が聞きづらいなど、不具合が生じる場合もございます。その場合には、御遠慮なくお知らせください。

本日は、9月26日の第209回統計委員会で諮問された、国民生活基礎調査についての第1回の審議を行いたいと思います。

では、審議に先立ち、私から3点申し上げたいと思います。1点目は、審議の進め方についてです。本日の審議は前半と後半の2部構成で進めたいと思います。前半では、今回申請された変更点についての審議を行いたいと思います。具体的には、調査票の修正、手直しと、集計事項の再整理について、通常どおり、まず審査メモに沿って事務局から説明していただき、その上で、構成員の皆様からの御意見や御質問を頂きたいと考えております。

そして、後半では、前回の令和3年調査の諮問の答申で示された課題に対する厚生労働省の対応状況について、確認と審議を行いたいと思います。ここでは、前半と順序をひっくり返して、まず事務局から課題の全体説明をしていただいた後、課題ごとに、厚生労働省から対応状況の御説明、そして、それに対する審査官室のコメントを頂いた上で、質疑応答を行いたいと思います。

なお、審議の過程で、説明されている資料や議論になっている資料について、事務局から随時画面に表示していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、参考2に示されている審議のスケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含めて2回の部会の開催を予定しております。その上で、最終的な答申案については、11月に開催が予定されている統計委員会で御報告する予定です。

最後に3点目ですが、本日の審議は12時までを予定しております。ただ、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあろうかと思えます。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

なお、川口臨時委員は、所用のため、本日は御欠席という御連絡を頂いております。

それでは、早速、審議に入らせていただきたいと思います。資料1-1の「諮問の概要」については、既に統計委員会で説明していただいておりますので、時間を節約するために、この場での説明は割愛させていただきます。

また、先週の統計委員会で諮問の際、出席された委員の方々から、回答方法についての御質問や、オンライン調査におけるFAQの充実などについての御意見が出されましたが、その場で厚生労働省から御回答をいただきましたので、部会で改めて審議が必要だと思われる事項はございませんでした。ですので、早速、今回予定されている変更事項の個別の審議に入りたいと思います。

まず、変更事項に関する審議です。審査メモ2ページの「調査票の手直し」と「集計事項の再整理」について、事務局からまとめて御説明をお願いいたします。

**○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** それでは、事務局でございます。資料2の審査メモ、2ページに沿って、調査票の設問の記載ぶりの変更等と、集計事項の再整理について、併せて説明をいたします。

厚生労働省は、実査の終了後に地方公共団体を訪問いたしまして、現場の担当者から調査に関する意見を聴取しています。今回の変更では、その中で得られた意見や、実際に提出された調査票の記入状況を踏まえて、未回答、つまり不詳を減らして、より正確なデータができるよう、調査票上の説明やレイアウト等について修正するということを計画しています。

詳細については、審査メモ別添1として、新旧対照表を付けております。例えば、①のように、法律の施行により、令和6年3月31日まで経過措置期間として存続していた介護療養型医療施設の記載を、介護保険施設の例示から削除するほか、③のように、調査項目の配置や流動性の修正など、より見やすい調査票となるための修正などを計画しております。

これらは、調査内容を実質的に変更するものではありませんけれども、報告者において適切に質問を理解してもらい、未記入や誤記入を防ぐための対応と考えられまして、審査メモには記載しておりませんが、統計調査の精度改善につながるほか、間接的には疑義照会の減少というような観点から、事務負担の軽減にも貢献するものであり、適切と考えております。これが、調査票の設問の記載ぶりの変更についてでした。

続きまして、同じく審査メモ2ページの下段です。集計事項の再整理についてです。この調査、調査票が5種類ありまして、大規模調査の場合、結果表の総計が約700と非常に多いことを踏まえ、厚生労働省が結果表全体にわたって集計事項を見直しまして、必要な再整理を行ったというものです。

具体的には、こちらにも集計事項の変更一覧について、審査メモの別添2として付けております。見直しが広範に及ぶとか、そういうわけではないのですけれども、結果表の名称の修正や表の重複を削除するほか、これまで調査票情報の二次利用により対応していた相対的貧困率について、本調査の集計事項のひとつとして位置付けることを計画しています。貧困率について、公表は継続すること、それ自体には変わりはありません。

これについては、集計事項一覧とe-Statとの整合性を確保するほか、世帯構造の変化を踏まえた修正、重要な集計表の本調査結果への位置付けを行うと、そういうものでございまして、適切と考えてございます。

事務局からは以上でございます。

**○津谷部会長** ありがとうございます。ただ今、事務局から御説明がありましたように、今回の変更事項については、特に論点は設定されておりません。これらの変更について、構成員の皆様から御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。御意見、御質問ございませんでしょうか。

これらは、統計委員会の建議において、そしてその他いろいろな場面で指摘されてきたことであり、それらに真摯に対応していただいたと思います。地方自治体の担当者から聞き取りをされて、それを基に、調査票のレイアウトを改良して答えやすくすることで、未回答、不詳をできる限り減らすための対応を行い、また、集計事項を見直して、重複を削除されています。

集計表については、あるはずのものがなかったということは今までにもありましたが、今回は重複を見つけて削除し、その分、今まで参考集計であったものを本集計に組み込んで、e-Statとの整合性を図っていくという、非常に前向きな変更です。また、回答者にとっても、より答えやすくなるという修正であり、大変結構だと思います。

委員の皆様から特段の御意見や御質問ないようですので、これについて了承するというところで取りまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○津谷部会長** ありがとうございます。それでは、これで、今回予定されている変更自体の審議は終わりました。

次に、前回の諮問の際の答申で示された課題への対応状況についての確認を行いたいと思います。令和3年に本調査を審議した際の答申では、今後の課題として3つの事項につ

いて検討や整理を求めています。まず、事務局から、課題の趣旨と課題が付された背景についての御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、事務局でございます。資料2の審査メモの3ページ以降に沿って、3つ、それぞれの課題の趣旨と背景について、まとめて説明をしたいと思います。

まず、3ページの1番、健康票質問8の有用性の分析及び類似項目との関係の明確化についてですけれども、障害者統計の充実を目的に、前回諮問の際の変更により、ワシントングループが開発した質問セットが健康票の質問8として追加されました。

ただ、本調査については、以前から資料1-1の諮問概要の6ページ、今、画面共有をいたします。諮問概要6ページでも書かれておりましたけれども、健康状態について、様々な角度から尋ねる質問が元々あったために、調査対象者の立場からしますと、質問8の追加によって同じことを何度も聞かれるというような状況になっておりました。

質問5と質問8の関係については、前回、諮問時の答申においても一定の整理はしていただいたところなのですが、新たに追加する質問8の有用性の確認とともに、改めて関連調査事項、それぞれの必要について確認をしようということで課題となったものでございます。

続いて2番に移りまして、未成年に係る健診等の受診状況について、新たに把握するかどうかという課題でございます。資料2の審査メモ、4ページに画面を移します。もともと国民生活基礎調査の健康票では、健診等の受診状況について、生活習慣病との関係もありまして、二十歳以上の者を対象として把握してきたところですが、令和3年6月、国会議員からの質問主意書において、成人年齢が18歳に引き下げられることに伴って、未成年の健診等の受診状況を把握しないことが不作為に当たるのではないかと、そういう質問がありました。

これを契機として、未成年の健診等の受診状況に係る把握の必要性の要否について、既存統計の把握状況の確認を含めて整理すると、そういう課題でございました。これが2番です。

最後の3つ目の課題です。これは、回収率向上に向けた取組の効果検証等についてです。本調査についても、昨今の状況から回収率が上がらないということは課題ではありましたが、大規模調査では、5種類の調査票で調査が行われるということもありまして、なかなかオンラインに踏み切れないところがありました。ですから、報告者の利便性、事務負担の軽減、そして精度の確保といった必要性から、前回の諮問時において、オンライン調査について、令和4年の大規模調査では地域を限定して導入して、令和5年に全国展開をするということで実施に移されました。

また、それ以外にも、コールセンターの設置などによる事務負担の軽減も図られたということで、それらの各種取組の効果検証が課題とされていたところです。

以上が、それぞれの課題と背景でございました。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。前回の答申の際に示された3つの課題に

ついて、事務局よりその課題の趣旨、そしてそれが付された背景についてまとめて御説明をいただきました。

それでは、これら3つの課題について、課題ごとに審議をしていきたいと思っております。まず、課題1の「健康票質問8の有用性の分析及び類似項目との関係の明確化」について、厚生労働省から、課題への対応状況などについての御説明をお願いいたします。

**○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** 厚生労働省世帯統計官の藤井でございます。私からは、資料3に基づいて御説明をさせていただければと思います。

まず、質問8の有用性の分析、それから類似項目との関係の明確化というところでございます。まず、日常生活におけます機能制限といたしまして、令和4年調査から健康票の質問8ということで追加をした項目になっております。先ほど事務局の方から御説明もありましたけれども、背景といたしましては、第Ⅲ期の公的統計の整備に関する基本的な計画におきまして、障害者統計の充実を図ることが御指摘された点、それから、「障害者の安定雇用・安心就労の促進を目指す議員連盟」、インクルーシブ雇用議連というふうに申しておりますけれども、ここからの提言の中で、例えば障害のある方とない方との比較が可能となるような統計の整備についてという課題が示されている中で、令和4年調査からこの項目を追加いたしまして、把握することとしたものであります。

なお、令和4年調査を実施する際の当部会におきます審議の際に、国民生活基礎調査で把握をしております、他の類似する項目、先ほど資料1-1の6ページで、具体的な項目の例示を御覧いただいたかと思っております。具体的に申し上げますと、世帯票の質問9で、手助けや見守りの要否という項目を把握している点、それから、同じ健康票の質問5で、健康上の問題での日常生活への影響、それから、質問7、現在の健康状態、こういう類似項目について、重複感があるという御指摘がございましたので、今回の諮問に当たりまして、類似する項目との重なりや相違について、改めて整理したこととなっております。

この整理を踏まえまして、項目を追加したことによる効果といたしまして、1ページの2のところに記しておりますけれども、従前、厚生労働省で把握しておりました障害者に関する統計につきましては、障害者手帳であったり、知的障害者に関する手帳というものを所持している方たちを対象としたものが多く、全人口を対象として同種の項目を把握する統計がなかったということから、障害者と障害のない者の比較が行われなかったということがございましたので、国民生活基礎調査の中で、日常生活における機能制限に関する項目を追加することで、障害者と障害のない方との比較ということが可能になることに加え、私どもの部局とは異なりますけれども、障害者施策を担当する部局が実施しております、障害者手帳等を所持する方を対象とした調査で、生活のしづらさなどに関する調査というものがありますけれども、こういう他の統計との比較も可能となっているところでございます。

これらの統計の比較につきましては、現在、国立障害者リハビリテーションセンターにおきまして、障害者総合支援法の対象範囲の検討と、障害福祉計画の作成に向けたデータ利活用の手法の確立に関する研究というものが行われていまして、この中で国民生活基礎調査の今回追加した項目についても利用いただいて、確認が行われているところでござい

す。

また、国際比較可能性という観点で申し上げますと、国連統計委員会のワシントングループには、世界で123か国が参加をしており、現時点でワシントングループから具体的にこのようなデータの提供というような明示はされているところではございませんけれども、今後ワシントングループから提供の依頼があれば、加盟各国間での比較が可能となるというふうなことになるかと考えております。

次に、日常生活における機能制限を追加したことによる影響については、類似する項目に重複感を抱くことになって、回答拒否ということが発生するのではないかとということを確認するために、類似する項目、それぞれの不詳、未記入の割合というものを、追加前の令和元年調査、それから令和4年調査の比較を行ったものが、2ページにお示しをしております、図表の1-1でございます。

この結果を見ますと、質問5、質問6、質問7につきましては、令和元年調査、令和4年調査において不詳の割合というのも差異はなかったということが見られましたことから、特に影響はなかったものと考えております。

次に、類似項目の必要性については、次の3ページから4ページの方にまとめておりますけれども、特に4ページにお示しをしております図表1-3に、調査目的、それから活用状況、把握を止めた場合の支障としてお示しをしております。項目もそれぞれ役割が異なること、それから、他の項目への代替可能性が困難なことから、項目の削除は困難というふうに考えております。

また、健康票の中でも、設問の順番についても検討いたしました。この中で、健康票では質問5で健康上の問題を理由とした日常生活の影響の有無、それから、質問6で影響がない部分も含めて、健康上の問題で、ふだんの活動ができなかった日数、質問7で健康上の意識というものを把握してございまして、健康面に関する状態を把握する設問の流れとなっておりますので、仮に今回、日常生活における機能制限というものを、例えば質問5の健康上の問題を利用した日常生活の影響の有無の下に移動した場合に、健康に関する質問の流れが分断されるということが考えられるため、設問の順番におきましても、現状のままとしたいと考えております。

次に、類似項目の相互の重なりについてということで、5ページ、図表1-4にお示ししておりますけれども、健康票の質問5から質問8の回答者、これは推計数をお示ししておりますけれども、1億650万7千人のうち、世帯票の質問9、それから健康票の質問5、質問8の全てに重なる者、真ん中の黄色くお示ししてある部分でありますけれども、311万人となっております、全体の2.9%となっております。

重なるの割合が低い要因といたしましては、世帯票の質問9になりますけれども、ここで手助けや見守りが必要な方の割合が5.3%という低い数値になっていることから、全体としても2.9%というところが重なったのかなというようなことで考えてございます。

質問8の有用性については、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。では次に、ただ今厚生労働省より御説明がありました課題への対応状況等について、事務局からコメントをお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは、審査メモの3ページの中段、審査状況のところを御覧ください。まず、質問8の新設については、もともと国際比較への情報提供を念頭に置いたものでしたので、記載するまでもなく、それは達成されているわけですが、それにとどまらず、関連統計と比較が可能となったほか、より多面的な分析が可能になったと考えられます。

また、質問8の設定により、ある意味、調査事項間における重複感が増した可能性はあるわけですが、今回、項目ごとに調査目的や利活用が異なっており、そのデータを必須とする具体的なニーズを満たすために、それぞれの質問事項が設置されているということが改めて整理されました。

また、質問8を新設したことに伴う、ほかの項目における未記入の発生といった記入状況への言わば悪影響ということも、特に発生していないというふうに認められます。これらを踏まえ、いずれの項目についても継続していくという整理について、おおむね適当であると考えております。厚生労働省の説明について、不十分と思われる部分がありましたら、御質問、御意見を頂ければと考えております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。審査状況についての事務局のコメントでございました。

この資料2には、参考として、今回の審議に当たっての論点が3ページの一番下に記されております。ただ、これに限らず、お気づきになった点や、疑問に思われた点、また御提案や御助言などがありましたら、御発言をお願いしたいと思います。御意見や御質問、コメントはございませんでしょうか。

久我委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○久我委員 御説明ありがとうございます。方向性に対して異論があるということではなくて、今回、各設問の有用性を十分示すことができ、有意義であったと思います。念のための確認なのですが、質問8の有用性ということで、回答拒否はほぼないということで、影響がなかったということなのですが、念のためお聞きしたいのは、質問5と8などは、1人の回答者について、例えば回答結果の整合性がきちんと合っているのかどうか、そういった回答の傾向に関しての分析などは確認されているのでしょうか。

○津谷部会長 厚生労働省、この御質問、確認事項について、お答えがあればお願いいたします。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 御質問ありがとうございます。国民生活基礎調査全般、統計調査全般についてでございますけれども、関連する項目との整合性といいますか、チェックというのは行っており、今回、この項目について、特に不整合といいますか、そういうところは見受けられなかったという状況でございます。

○久我委員 御回答ありがとうございます。通常の処理だと思いますので、問題ないということだと思ったのですが、念のため質問させていただきました。

私からは以上です。

○津谷部会長 久我委員、ありがとうございます。整合性のチェックが通常行われてい

ることを、きちんと確認していただいたということです。

次に、宇南山臨時委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

**○宇南山臨時委員** 宇南山です。御説明ありがとうございました。私も全体としては反対するところがあるわけではありません。ただ、これは、今後、資料3の前回諮問時の答申において示された課題のうちの4ページ目なのですけれども、健康票、質問5を調査する目的、利活用として、健康寿命の算定というものがあるというのは、前回、質問8などを導入したときにも、これは非常に重要なKPIで、今から定義を変えるわけにはいかないということで、御説明いただいた記憶があるのです。

この国際基準に沿った質問を加えていくという中で、国内では国内の事情で決まった変数があるというのは、ある程度は理解するわけであります。仕方がないところはあると思うのですけれども、そうやっていくと、微妙に質問にずれがある中で、質問項目がどんどん増えていってしまうというのはなかなか厳しい。今回はあまり大きな影響はなかったということで、現状のままでいいということでしたので、それは、それとして受け止めますが、わざわざ国際基準を受け入れるというふうに決めたならば、長期的には、そもそも国内のKPIも国際基準の変数に基づいて作らないと、齟齬がどんどん大きくなってしまいうという問題がありますので、ここは前回も指摘したと思うのですけれども、健康寿命というのが本当に今の質問5ではないと計算できないのかということころは、御確認いただけたらと思っています。

言い換えると、例えば追加された質問などを活用することで、ほぼ同等の健康寿命が計算できるのであれば、国内の事情で、いつまでも似たような質問事項を残すよりは、新しい体系の中で、今までと同じ情報を出していく方が重要だと思いますので、健康寿命の算定、今回は恐らく無理だとは思いますが、少なくとも中期的には、国内基準で作っていた変数を国際基準の変数で、本来の意味での代替が可能かどうかという、制度的な意味での代替ではなくて、情報の意味としての代替ができないかどうかは、御検討いただければと思います。

以上です。

**○津谷部会長** ありがとうございました。ただ今の宇南山臨時委員の御意見について、厚生労働省、何かお答えがございましたら、お願いいたします。

**○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** 御指摘ありがとうございます。健康寿命の算出にありましては、健康寿命を算出するようになった当時にある既存統計の中で活用できるものということで、国民生活基礎調査のこの結果が使われたと認識をしております。

宇南山臨時委員御指摘のとおり、近年、やはり調査項目、いろいろ追加している中で、健康寿命を算出する中で、ほかに代替し得る指標、もしくは適切な指標があるかどうかということが、健康寿命を算出する部局においてお考えいただくことになるかと思っておりますけれども、今回追加しました質問8について、調査を重ねてデータが蓄積される中で、活用が可能なのか、どうなのかということも考えていただいて、なおかつ健康寿命の算出に必要なデータというものが、本当に国民生活基礎調査、健康票の今まで使ったものだけでい

いのかというところも含めて、御検討いただくということになるのかなと考えております。健康寿命を算出してありますところにつきましても、代替性の可能性については、確認しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 はい、やはりこれは統計の部局だけで解決できる問題ではないので、非常に難しい問題だとは思いますが、是非統計部局からも、取るべき情報という意味で、政策部局との連携を深めていただければと思います。今回の答申に対しては、特に変更を求めるものではありません。ありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、富田委員からもお手が挙がっております。富田委員、お願いいたします。

○富田委員 丁寧な御説明ありがとうございます。私も、この説明に対して特段反対があるということではございません。今のような概略で、このまま進めていただいでよろしいと思います。

そのうえで私から少し、参考情報といいますか、このワシントングループが作成した質問のセットについて、コメントさせていただきます。ただ今、宇南山臨時委員からも御指摘がありましたとおり、このワシントングループの質問のセットを加えることに関しては、これまで多くの国でかなりちゅうちょが見られました。

つまり、6項目を質問として加えるわけですから、回答者への負荷がかなり高くなる。そして、事前に既に似たような質問がある場合には、そこの整合性の問題が浮上してまいります。そういった意味では、今回、ほかの質問とのレバンスといいますか、整合性をきちんと精査していただいたということは、大変ありがたいと思います。

今後とも、この非常にボリュームのある6つのワシントングループの質問を常設していくかどうかということに関しては、これからも継続的に審議をなさった方がよろしいのかなというふうに思います。

その一方で、このワシントングループの質問票を使う価値といいますか、意義ですけれども、国際的に比較可能な定義によるデータの有用性というのは、それなりにあるのだと思います。先ほどの説明の中では、このワシントングループの設問から生じるデータそのものを、国際的に報告義務は今のところないというふうに説明があったように思います。ディスアビリティーレート、つまり障害者率というような形での比較統計は求められておりませんが、今、社会開発分野であらゆる側面での属性に基づく分析というのが奨励されております。

これまでは、例えば性別であるとか、年齢別であるといった基本的な属性によつての分析がなされておりますが、それに加えて、近年、ディスアビリティー、つまり障害の有無や、そのレベルといった属性によつて、更に深い分析が求められることが多くなってまいります。

例えばSDGsがそのいい例だと思います。そういった意味で、このワシントングルー

プの設問を継続して取り入れていくというのは、属性分析という観点からの国際比較性というものを担保することにおいては有用性があるのかなと思いました。

以上です。

○津谷部会長 富田委員、参考情報とコメントありがとうございました。

厚生労働省、これについて、何か御意見などありましたら、お願いいたします。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 御質問、ありがとうございます。先ほどの私の説明の中で、今現在、ワシントングループの方に対してデータを提供していないという御説明をいたしましたけれども、今現在、聞いている範囲で申し上げますと、ワシントングループの中でも、加盟国に対してどういう数値を提供していただくかということを検討されていると聞いておりますが、まだ具体的にどういうデータでというところが示されていない状況でありますので、まだ提供は行っていないという状況になっております。

当然、ワシントングループの方から、こういうデータについてお願いしたいということが示されれば、厚生労働省としても提出していきたいと考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。ちなみに、ワシントングループは国勢調査の質問項目の中に、このセットを加えるということを非常に強力に押しておりますので、日本もそういう要請というのが近々あるのかもしれませんが、どうもありがとうございました。

○津谷部会長 有用な参考情報をありがとうございました。

それでは、加藤臨時委員からもお手が挙がっております。加藤臨時委員、お願いいたします。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。また、私もこの話について、特に反対をするわけではなくて、宇南山臨時委員のお話に1点、コメントと、あと、もう一点、別のことで申し上げたいと思います。

1点目は、たしか国際的な比較可能性の問題と、今まである指標との関係性というのは、健康寿命だけではなくて、いろいろなところでも出てくると思います。国際比較可能性は非常に重要なことだとは思うのですけれども、これまで培ってきた、あるいは蓄積してきた過去の系列との継続という点も含めて、今後、健康寿命だけではなく、いろいろな点から考えていくべきではないかなというのが、1点目のコメントです。

2点目なのですが、質問8を増やすことについて、私も決して反対するわけでもありませんし、是非これはやっていただきたいというふうに考えております。今後、実際に行うときに、どうしてこういうふうに重複するような言葉を出していくのかという点について、ホームページ等で丁寧に御説明をするなり、周知をしていただければというふうに思っております。これはコメントといいますか、お願いということです。

以上2点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 加藤臨時委員から、コメントと御提案を頂きました。

厚生労働省、これに対して、何かお答えはございませんでしょうか。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 御指摘ありがとうございます。今現在、アウトプットにつきましては、e-Statが最大になっておりまして、なかなかそれ以上のところというのが出てこないのですけれども、基本計画の中でもアウトプットの充実等については御指摘をされておりますので、今後ホームページ等を活用しましたアウトプットについても、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。加藤臨時委員、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 はい、ありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございます。たくさんの有用なコメントや御提案、そして御意見を頂きました。

ただ、この前回の答申で示された課題の1に対する厚生労働省の対応状況については、委員の皆様から全て御了承をいただいたと思いますので、そのように整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、次の課題に移りたいと思います。課題2の「未成年に係る健診等の受診状況」について、厚生労働省から課題への対応状況などについての御説明をお願いいたします。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 資料3の6ページになりますけれども、未成年に係る健診等の受診状況についてという課題でございます。これにつきましては、成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴いまして、国民生活基礎調査で健診等に係る項目につきましては、20歳以上の方を調査対象として把握をしている項目だったのですけれども、それについて、成人年齢の引下げに伴って、ここも18歳にすべきではないかという御指摘であったかと認識をしております。

これにつきまして、健診等の実施状況につきまして、特に20歳未満について確認を行っております。健診等につきましては、乳幼児の健診から始まりまして、それから学校におけます健診、それから労働者につきましては、各職場等々で行う健康診断等々がありまして、各法令に基づき、それらについては実施をされております。

かつ、受診結果等についてになりますけれども、資料の8ページを御覧いただければと思います。資料の8ページ、各対象年齢に対して、当該健診等に関するデータがどういうふうに取りられているかというものをまとめたのが、図表2-1になっております。下に線表にしておりますけれども、各年齢に対してどういう統計がある、もしくは業務統計があるというのをまとめたのが、この図表になってございます。

この図表の中でいきますと、統計として把握されていないものとしましては、18歳から19歳の学生、それから15歳から19歳の中で就学や就労をしていない方というのが、実際統計として把握されていないということが確認をできました。「①18歳、19歳の就学中の学生」につきましては、学校保健安全法に基づきまして、それぞれ就学している学校で、健康診断が義務づけられております。この健康診断の実施状況、具体的には受診者数というようなものは統計として把握をされていないということ。

それから、「②15～19歳のうち学校卒業後に就学や就労をしていない者」というところについては、その態様というのは様々ではあるとは思いますが、それらの方につきましては、学校や職場で健康診断を実施する機会もない40歳未満の方で、なおかつ国民健康保険の加入者に対しましては、それぞれの市町村で若年者健診というものが実施されておりますので、受診の機会というものは設けられてはおりますけれども、これを実施しました市町村ごとに受診状況というものは把握されているとは思いますが、統計として把握されていないということが確認できております。

「15～19歳のうち学校卒業後に就学や就労をしていない者」につきましては、令和4年国民生活基礎調査の結果に当てはめた範囲でどれぐらいの数があるかというものを見たところ、推計数としましては約16万人、国民生活基礎調査の実際の集計対象になりました数でいきますと、約600人となりまして、15歳から19歳全体の推計数が513万人になっている中で、これを集計対象として考えると2万人程度になりますけれども、513万人に対して3%程度となることから、仮に国民生活基礎調査で「15～19歳のうち学校卒業後に就学や就労をしていない者」の状況を把握しても、詳細な分析が困難であると考えているというところでございます。

また、18歳、19歳の把握について、省内の健診等の所管部局、それから関係府省について、把握の必要性について御意見を伺ったところでも、特段、18歳、19歳というところについて、把握の必要性はあまりないという御意見でございました。

これらの状況を踏まえまして、健診等に関する質問に対しては、現行どおり20歳以上の方を対象として把握するというので、対象年齢の変更は行わないという考えでございます。

私からは以上でございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。それでは、この厚生労働省の対応について、事務局からコメントをお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、事務局でございます。審査メモ、4ページの中段、審査状況を御覧ください。今の厚生労働省における確認の結果として、現在、国の統計で健診等の受診状況が把握されていない方の範囲としては、18歳及び19歳の学生と、15歳以上、20歳未満であって、就学も、就労もしていない方となっているとのことでしたけれども、検討の結論としては、健診等の対象者を拡大しない方向とのことです。

厚生労働省の説明と重複しますが、この理由として3点に整理できると考えております。まず1つ、健診等の受診状況を設ける基本的な必要性が、昭和61年の調査開始以降、健診等の対象年齢を20歳以上としており、現在は、飲酒・喫煙といった生活習慣と関連づけて受診状況を把握するというところにありまして、そのことに基本的な変更がずっと生じていないということでございます。これが1つ目です。

2つ目は、18歳及び19歳の学生については、学校保健安全法に基づいて、学校における健康診断の実施が学校側に義務づけられているということでございます。そうしますと、データは純粹にないというふうに考えられるのは、15歳以上20歳未満であって、就学も、

就労もしていない者ということになるわけです。

3点目、令和4年の大規模調査の結果では、15歳から19歳の回答者は全国で約2万人。このうち、就学も就労もしていない者は約600人、約3%ということでございまして、この国民生活基礎調査の枠組みで把握しようとしても、詳細な分析ができるほどのデータは出現しないというふうに見込まれるとのことでした。

このようなことから、未成年のうち一部の者については、健診等の受診状況を把握していない実態はあるものの、本調査の本来の把握目的とは異なること、また、仮に把握するとしても、分析に活用できる十分なデータが得られないと見込まれること。加えて、厚生労働省の政策部局においても、それに着目したニーズを有していないということから、厚生労働省が健診等の受診状況に係る質問の対象者を拡大しないとしていることについて、おおむね適当というふうにご考えております。

この対応について、統計技術的観点から説明が不十分と思われるような部分があれば、御質問、御意見を頂ければと思います。

事務局からは以上です。

**○津谷部会長** コメントと御説明、ありがとうございます。資料にも記されておりますが、この設問の趣旨は飲酒・喫煙の健康への影響を測るものであること、そして、特に今回問題となっている15歳から19歳の若者については、就学も就労もしていない者の本調査実施上の出現想定数は約600人と少なく、このうち18歳から19歳に限ると、国民生活基礎調査で把握できる数は更に少なくなるであろうということです。このため、これについての集計も困難になるという統計的な理由もあって、従前どおり20歳以上のままとしたいということかと思っております。

これについて、先ほど審議に当たっての論点でも申しましたが、資料の4ページの一番下に示されている点に限らず、御自由に御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

御発言はございませんか。

成人年齢は18歳以上に引き下げられましたが、この調査の対象年齢は従前どおりとするということです。対象年齢の下限を18歳に引き下げることの費用対効果を考えても、あまり効果は望めないのではないかとということかと思っております。これについて、特段の御異議はなかったと思いますので、御了承をいただいたと整理させていただきます。

それでは、最後に課題の3に移りたいと思います。「回収率向上に向けた取組の効果検証等」についてです。この課題への対応状況について、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

**○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** 回収率向上に向けた取組の効果検証等ということで、資料3の10ページを御覧いただければと思います。

10ページの下段のところで、回収率向上に向けた取組といたしまして、オンライン調査の導入、それから、郵送回収の要件の緩和、コールセンターの設置ということで、3つの項目が掲げられております。

まず、この中でオンライン調査の導入に関して御説明をいたします。資料11ページを御

覧いただければと思います。国民生活基礎調査では、回収率が長期的に低下傾向にあること、それから、地方公共団体や調査員の負担軽減を図る必要性があること、調査対象者の報告負担の軽減を図る必要性というところ、それから、審査、疑義照会のできない郵送回収の縮小というようところが課題と認識をしております。

この改善に取り組むこととしまして、令和4年調査、前回の大規模調査になりますけれども、この調査年から一部の都府県で先行してオンライン調査を実施しまして、そこで得られた課題等を整理し、簡易調査になりますけれども、令和5年調査から、全ての都道府県にオンライン調査の導入をすることとして調査を実施してきたところでございます。

先行導入に当たりましては、国民生活基礎調査の回収状況といたしまして、地域別に見ますと、大都市を抱えている都道府県、年齢階層で申し上げますと、昼間に不在がちな若年層の回収状況が低いということが、全般的な傾向として見られているところでございますけれども、これらの層が多く存在し、回収率が全国平均より低い都道府県の中で協力が得られた都府県に対して調査を実施しております。具体的には、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府において御協力が得られましたので、令和4年調査から実施をしたというところでございます。

具体的な回収率についてになりますけれども、11ページの図表3-1に回収率の推移を直近年でまとめております。令和5年の回収率、一番右にありますけれども、66.7%となっておりまして、一番左端の平成30年調査、平成30年は簡易調査になりますけれども、この年の回収率が73.8%となっております。単純に比較をしますと、7.1ポイントの減少となっております。回収率は減少傾向ということになっているところでございます。

この調査につきましては、コロナ感染症の拡大によりまして、令和2年調査については実施を中止したというところがありますので、令和2年の数値は抜けております。コロナ禍の影響のありました令和3年の調査では、67.9%の回収率となっておりまして、その左隣になりますけれども、令和元年の72.5%との差は4.6ポイントとなっております。

逆に、令和5年の66.7%と令和4年の68.4%との比較をしたところでいきますと、1.7ポイントの減少となっているところでございます。オンライン調査を導入して、2か年の比較でしかありませんけれども、回収率の低下に際しては、一定の効果はあったものと考えているところでございます。

次に、具体的にオンラインの回答状況についてまとめたものが、12ページからになっております。まず、先行導入をいたしました令和4年の結果につきまして、図表の3-2にまとめてございます。令和4年調査では、都市部について実施したということになりますので、地域別というようなところの図表はまとめておりませんが、ここでは年齢階級についてお示ししたものになっております。総数で見ますと35.6%、調査員調査が34.4%、郵送が30.0%と、ほぼ3分の1ずつの提出状況になっております。

縦軸で年齢階級を示しておりますけれども、29歳以下のところが、オンライン利用率が68.5%と高くなっておりまして、年齢階級で見ますと、59歳以下の各年齢層で、オンラインでの回答の割合が高くなってございますけれども、60歳以降の年齢層になりますと、調査員の割合が増えているという状況になっております。

続きまして、全国導入をいたしました令和5年の結果についてまとめたものが下段になりますけれども、図表の3-3になっております。ここでは、先ほど令和4年では年齢階級の比較のみでしたけれども、地域別と、それから世帯構造についての比較も行っております。

総数で見ますと、オンライン回答の割合が37.2%、調査員が32.9%、郵送が29.9%となっております。世帯主の年齢で見ますと、30~39歳では67.8%となっております。59歳以下の年齢では、全体的に50%を超えているという状況となっております。

次に、地域別に見たものが次のページ、13ページの図表3-4になってございます。地域別で見ますと、大都市でのオンラインの割合が40.6%、その他の市が36.5%、郡部が31.3%となっております。

次に、図表3-5が世帯構造で見たものになっております。ここでは、オンラインの割合が高いのは、夫婦と未婚の子のみの世帯が52.8%となっております。それ以外の世帯では、調査員の割合が高くなっているという状況でございます。

ここで総数の下にあります単身世帯の割合が低いのは、近年の国民生活基礎調査の結果の傾向といたしまして、高齢者の単身世帯というのが増加しているため、単身世帯というところがそんなに高くないのかなという印象を持っております。

先行導入をいたしました令和4年調査の実施状況について、協力をいただいた都府県、それから実施状況後の施行状況を確認するため、毎年約8県ほどの自治体に事後調査という形で聞き取り調査というのを行っておりますけれども、課題として把握したもの、それから、令和5年の全国導入に向けて、可能なものから改善を行った内容につきましては、14ページの図表3-6としてまとめてございます。

その中では、地方公共団体からはオンライン回答の提出状況の確認・伝達という業務が増えて負担となった、それから、説明内容や書類の増加により調査員への説明に要する負担が大きくなったというようなことが、課題として挙げられております。同様に、調査員につきましては、説明内容や書類の増加による業務が煩雑化している、調査対象者へ説明、推奨しにくい、調査対象者にはアンケートに記載された要望に対応するというようなことが、課題として浮かび上がってきております。

次に、オンライン調査の導入の評価については、15ページにまとめておりますけれども、この中で3つ目のポツにお示ししておりますとおり、オンライン調査を導入したことで、地方公共団体からオンライン調査の導入により、世帯からのオンラインでの提出状況について、調査員へ伝達する新たな事務が増えてしまって、負担となったということで意見がありましたものの、オンライン調査を導入した結果、紙調査票の整理、それから梱包・発送の作業、それから調査員対応の負担という保健所等をはじめとした、地方公共団体の事務の負担が軽減され、令和4年、令和5年につきましては、まだコロナ禍ではありましたが、調査の実施に至ったというところがありました。

また、電子調査票の自動審査機能により、審査が効率化され、調査員や調査実施者の負担が軽減されたという事務負担の軽減が図られるというところがあったと。

また、図表3-7にお示ししておりますとおり、ここでは従来、比較的不詳、未回答の

割合が多く見られていた項目について、調査員回収、それから郵送回収、オンライン回収の割合を見たものになっております。

オンライン調査を導入することによりまして、不詳の割合の減少に効果があったというように考えてございます。

次に、資料16ページになります。16ページの図表8に電子調査票に関するアンケート結果をお示ししております。オンライン回答をいただいた世帯の方に、オンライン調査票の後ろにアンケートを付加しまして、そこにお答えいただいたアンケートになっております。電子調査票の操作性や見やすさ、回答の手引きなどの使い勝手について、アンケートで聞いたところ、比較的良好な結果を得ている反面、操作性や添付書類の改善等、必要な点が見受けられたという結果になっております。

オンライン調査に対します今後の対応につきましては、オンライン回答の状況についてこれまで把握が困難でありました若年層、それから単独世帯というようなところにオンライン調査を導入することによって回答が期待できること、それから、調査対象者の都合のよい時間帯に回答が可能であり、調査員による調査票の回収が不要となること等、調査員の業務の負担軽減も期待できることから、地方公共団体の意見や調査対象者へのアンケートの結果を踏まえ、オンライン調査の利便性を向上させ、調査員回収、それから郵送回収から、オンライン回収への移行を図りつつ、オンライン回答の向上を図ることを、今後は目指していきたいということで考えております。

具体的な取組としましては、地方公共団体においてオンラインや郵送での提出状況について、調査員へ伝達するという新たな事務が発生しておりますけれども、これらに対応するため、調査員の方が自らパソコンやスマートフォン等で受持地区の提出状況を、好きな時間に確認できるようなシステム、ここでは提出状況等管理システムというような言い方をしておりますけれども、そういうようなものを構築して地方公共団体の負担を軽減する予定でございます。

なお、このシステムを利用することで、調査員の方がオンライン、それから郵送により既に提出済みの世帯に対して訪問しなくていいということが期待できることから、実際、調査票の回収ができていないところに効率的に訪問できるのではないかとということで、未提出、未回収世帯に対しての督促の強化も期待できるということで考えております。

調査対象者への対応につきましては、煩雑と感じてオンラインの入り口で回答を断念してしまっているケースというのも想定されるところもありますことから、配布する資料の改善、電子調査票の操作性の改善といった、基本的な対策を積み重ね、少しずつでも、電子調査票の利便性の向上が図っていければと考えるとともに、途中で回答を断念しないよう、回答しやすい電子調査票にしていくことが重要と考えております。

厚生労働省から以上です。

○津谷部会長 御説明、ありがとうございました。次についても、まとめて御説明をお願いできますでしょうか。少し長くなりますが、これは有用な具体的な情報ですので、もう少し御説明をお願いいたします。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 続きまして、郵送回収の

要件の緩和について御説明をいたします。

資料については、17ページを御覧いただければと思います。郵送回収につきましては、先ほども少し触れましたけれども、令和2年にコロナ感染症の発生で調査が中止になったということを踏まえまして、保健所業務の負担軽減、それから世帯に訪問することの感染症拡大防止の観点ということから、郵送回収に切り替えるタイミングにつきまして、それまでは具体的に明示をせず、再三訪問しても、なかなか面会できずという場合に、郵送に切り替えるということにしておりましたけれども、令和3年調査から訪問回数を3回程度ということで明示をいたしまして、郵送回収に切り替えていよいよということを実施したものであります。

この結果につきましては、先ほど少し通り過ぎてしまいましたけれども、11ページの図表3-1で回収率をお示ししております。この令和3年のところを御覧いただければと思います。全体の回収率は67.9%で、回収方法ごとにまとめたものでいきますと、郵送回収が40.2%となっております。令和4年、令和5年調査につきましても、令和3年調査で40%程度の回答があったということから、引き続き、3回程度の訪問をベースとしまして実施し、調査員と世帯の接触回避などの調査の円滑な実施に寄与したものと考えております。

この点につきまして、保健所や調査員の方からは、訪問回数の目安が示されることで、業務がやりやすくなって、業務負担の軽減になったという意見も聞かれており、郵送回収への切替えにつきましては、引き続き3回程度ということについての要望も出ているところでございます。

郵送回収の懸念点としましては、郵送回収は、調査対象世帯から直接、厚生労働省に到着する方法をとっているため、対象世帯の連絡先を把握していないことから、記入内容に疑義が生じた場合に確認できないという状態になってございます。未回答の割合が増えることも懸念されていることも、課題として挙げられるかなと考えております。

疑義照会について、疑義照会ができるような仕組みをとるためには、どうすればいいかというところを考察したところ、今現在、調査対象世帯から直接厚生労働省に到着するという方法を改めまして、提出先を都道府県、または保健所というようなことが考えられます。そうなった場合に、都道府県、それから保健所、もしくは調査員というところに、確認作業という新たな業務が発生するということが考えられること。

それから、国から直接、疑義照会を行うための調査対象世帯の連絡先を調査票の中で把握した場合、忌避感というものが強くなってしまって、調査拒否につながる可能性があることから、現在取っております厚生労働省に直接郵送していただくことにはなりますけれども、疑義照会の確認は行わないという仕組みを維持することとして、今現在考えているところでございます。

なお、郵送回収におきましては、無回答で不詳になる可能性が懸念されますけれども、こういう点につきましては、郵送回収から、できるだけオンライン調査で回答いただけるような工夫を図っていきたいと考えてございます。今後も、郵送回収の切替えのタイミングにつきましては、訪問回数の3回程度というものは維持するものの、あくまでもオンラ

イン調査、調査員回収を基本としつつ、郵送回収は補完的な方法として位置付け、できる限りオンライン回答に切替えていただくよう、オンライン調査の利便性の向上を図ってきたいということで考えてございます。

続きまして、コールセンターの設置についてでございます。資料につきましては、18ページを御覧いただければと思います。従前、調査員や調査対象者からの照会対応につきましては、調査の経由機関となっております保健所、それから福祉事務所というところで担っていただいておりますけれども、コロナ禍で保健所等の業務負担がかなり多くなる中で、それらの業務の負担を軽減する観点から、令和3年調査、これは簡易調査年になりますけれども、コールセンターを設置して対応することとしておりました。

令和4年大規模調査では、引き続きコールセンターを設置しておりますけれども、コールセンターの対応業務の中に一部の都府県でオンライン調査を導入しておりますので、疑義照会の内容について、オンラインに関する照会の対応を追加しております。

また、令和5年調査につきましては、コールセンターへの意見で、フリーダイヤルでの開設を希望する声が多かったことから、フリーダイヤルでの対応に変更するなど、御意見を踏まえた改善を図り、引き続き設置しているところでございます。

18ページの図表3-9にありますとおり、調査規模が同じ令和3年と令和5年で比較しますと、応答件数は2,509件から4,985件と、約2倍に増加し、フリーダイヤル化した効果が見て取れるかなと思っております。

また、応答内容別に見ますと、特に訪問日時に関する内容、これは国民生活基礎調査は調査員の方がまず世帯を訪問しまして、調査票に世帯の方が記入をいただいて留め置くという形をとっておりますので、回収に関しては別の日に回収に訪れていただくということになりますけれども、この訪問日時に関する問い合わせというものが多くなっております。次に、調査項目や記入方法に関する内容、調査そのものに関する内容というものが多くなっているという状況でございます。

調査員や調査対象者からの照会対応は、従来、保健所等で対応していた内容であったため、対応件数がどのぐらいあったかという具体的なデータは持っていないところでありますけれども、地方公共団体へのヒアリングでは、コールセンターを設置したことによりまして、保健所等の負担軽減につながったという意見を複数頂いており、コールセンターの設置の効果が相応にあったものと考えております。

コールセンターの設置が都道府県、それから保健所等の業務の負担軽減につながっているものの、コールセンターの対応は電話対応のみで、メールでの問い合わせには対応していないという状況になっております。また、コールセンターの開設につきましては、電話の対応が9時から17時となっているため、電話応答時間外での対応ができないという状況になっております。

これら、電話応答時以外にも対応が可能となるよう、令和7年調査では対応が間に合わなかったのですが、令和8年調査においては、チャットボット機能というものを導入し、電話対応以外の対応もできるよう、なおかつ応答時間外でも疑義照会に対応できるようなことを考えております。

また、先ほどオンライン調査のところで御説明いたしました、提出状況等管理システムにおいて、オンラインでの提出状況を確認できない調査員の方、具体的にはパソコンやスマートフォンを持っていないため、アクセスできなくて、提出状況を確認できない方に対しては、コールセンターへ問い合わせることによりまして、受け持つ地区のオンライン等の提出状況を確認できるというような仕組みを考えておりまして、これらができますと、保健所、都道府県の業務への負担が軽減されるのではないかと考えてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、次に、この厚生労働省の対応状況等について、事務局からコメントをお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは、審査メモ5ページの中段、審査状況を御覧ください。まず、アのオンライン調査の導入に伴う影響の分析、導入効果の検証についてですが、今ほどの厚生労働省の御説明では、全体の約36%程度がオンライン回答となっているという状況でした。

一方で、調査規模が同じ、令和3年調査と、令和5年調査、いずれも簡易調査ですが、こちらで比較しますと、調査票全体の回収率は約67%前後と、ほぼ横ばいとなっております。現状、オンライン調査の導入が全体の回収率の向上に寄与しているとはまでは、直ちには言えない状況ではあるようです。

ただ、全体の回収率を下げることなくオンライン回答の導入ができておりまして、調査員による調査票の回収に係る負担は大幅に軽減されていると考えられます。厚生労働省は、地方公共団体や調査員に対して実施したアンケートやヒアリングにおいても、オンライン調査の導入により、業務の効率化につながったなどの意見が挙げられたようです。一方で、複数の調査方法が並走する場合にありがちなお話ですけれども、調査員に対するオンライン回答の提出状況の確認、伝達が負担であるとか、調査員や調査対象者に対する説明が負担というような意見も見られました。

来年予定されている令和7年調査は、大規模調査においてオンライン調査を全国導入する初めてのケースということでございます。地方公共団体が調査員の負担軽減を目的として、新たに提出状況管理システムの導入も予定されていることから、引き続き電子調査票の操作性の改善を図るとともに、オンライン回収に係る課題の把握、解決に向けた取組を推進していくことが必要と考えております。

以上、アのオンライン調査に係る課題対応に関する審査状況でございました。

続きまして、イのその他の事項としまして、まず郵送回収に関する要件緩和の審査状況、こちらの審査メモの6ページとなります。郵送回収については、従前から、調査員が何度訪問しても報告者に対面できない場合に許容される方法として用いられておりましたけれども、訪問回数に具体的な目安がなくて、調査員の負担を増やす要因にもなっていました。

そこで、令和4年調査及び令和5年調査においては、郵送回収に移行する訪問回数の目安を3回とした結果、保健所等や調査員から負担軽減につながったと、そういう意見が見られたとのことでした。また、全体の回収率も維持できていることから、郵送回収に関す

る要件緩和の成果があったものというふうに考えております。

郵送回収については、以上です。

最後に、イの2つ目、コールセンターの設置についての審査状況です。令和3年調査から設置したコールセンターについて、令和4年調査からは、オンライン調査に関する照会対応を追加しまして、令和5年調査からはフリーダイヤル化されました。コールセンターを設置する前後における、保健所等における相談対応件数の比較データはございませんけれども、厚生労働省の御説明のとおり、寄せられた相談件数は相当数に上りました。

コールセンターがなければ、それらは保健所等に寄せられたということを勘案すると、それまでの電話対応業務を担ってきた保健所等の負担軽減につながるなど、効果があったものというふうに考えてございます。

以上を踏まえまして、ウの審査結果についてですけれども、それぞれの取組について一定の効果が見られ、新たな対応も予定されていることから、現状における厚生労働省の対応はおおむね適切と考えております。

その一方で、郵送回収については、調査員や電子調査票で実施している審査疑義照会が事実上できないという制約があるというお話ですので、郵送による提出をどのようにオンライン回答に寄せていくか、移行させていくかというのが、今後の課題になり得るかなというふうに考えてございます。

なお、オンラインの導入状況について説明が不十分だとか、そのような部分があったら、御質問、御意見をお願いしたいというふうに思っております。

以上、この課題に対応する審査状況と審査結果の説明でございました。

事務局から以上です。

**○津谷部会長** 審査状況と審査結果についての御説明、ありがとうございます。

それでは、先ほど詳細かつ具体的に御説明いただいた厚生労働省の対応状況について、御自由に御発言をお願いできますでしょうか。

佐藤委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

**○佐藤委員** ありがとうございます。御説明、よく分かりました。最後、事務局からの審査メモの結果、ウで言われた郵送の回答を、いかにオンラインに移行させていくかが重要な課題であるというのは、全く同意見でございます。もちろん、厚生労働省も、今後の対応のところで、郵送は補完的に位置付けるとされております。

ですので、オンライン調査は簡単に回答できそうだと思うということ、コールセンターなども、チャットボットの導入を検討していらっしゃるということで、大変結構だと思います。

ただ、まだまだ工夫の余地はいろいろあると思いますし、14ページのオンラインの課題もたくさん挙げられております。国勢調査の方で、様々なオンラインの導入の試験調査でも、オンライン回答を進めるための工夫をなさっていますので、提出状況の管理システムなども既に実装していらっしゃいますし、チャットボットも導入していらっしゃるということを知っておりますので、是非、国勢調査のオンライン導入の技術的な問題も含めて、情報交換などをなさるとよろしいのではないかと考えて聞いておりましたので、御提案さ

させていただきます。

以上です。

**○津谷部会長** 佐藤委員、御提案ありがとうございました。郵送回収は補完的なものですが、これにはいろいろな困難が伴うということです。特に、疑義照会その他ができなくなり、これが不詳につながってしまうことを避けるためにも、オンライン回答への移行を積極的に促し、これをメインにしていくための方向性を明確にして、いろいろな対応と努力を重ねていただきたいと思います。

先ほど佐藤委員からも御提案がありましたが、オンライン調査についてのPRが大切だと思います。オンライン回答が簡単で便利だということを効果的にPRすることにより、大きな効果が期待されるということで、PR方法についても検討していただければと思います。

また、回答率向上のためには、チャットボットの導入も効果的だと思います。コールセンターに電話をかけてもつながらない。また、5時になったらサービスが終わってしまう。というような状況が続くと、回答者にとって大きな負担になります。現在、このための予算要求をされているということです。要求が通るよう願っております。この調査は厚生労働省が行っている最も大規模な標本調査ですので、回答率アップのための取組への予算措置を是非ともお願いしたいと思います。

ということで、佐藤委員から御指摘と御提案をいただきましたが、厚生労働省、いかがでございましょうか。

**○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** 御指摘ありがとうございました。佐藤委員から、国勢調査の先駆的な取組について取り入れるというようなところについて御指摘いただきましたけれども、実を申しますと、チャットボットにつきましては、国勢調査の方でどういう取組をしているのだろうということで国勢調査のご担当にお伺いした中で出てきた内容になっております。

大変恥ずかしい話なのですが、令和7年調査での実装も当初考えたのでございますけれども、実際にチャットボットを開発する業者にお伺いをしたところ、大規模調査でやることのリスクというのがかなり大きいということがありましたので、規模の小さいところから実施をして、経験を積み重ねて大規模につなげていくということを考えた方がいいのではないかなという提案がありましたことで、令和8年調査からできればということで考えているところでございます。

御指摘ありがとうございました。

**○佐藤委員** グッドプラクティスを共有するというのが、今の統計委員会でも提言してきているところですので、是非そのように協力もしながら進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

**○津谷部会長** 佐藤委員、有用な御意見ありがとうございました。国勢調査でも、複数回の試験調査を行って検証を重ね、チャットボット導入の効果があることを確認されているようですので、国民生活基礎調査においても、令和8年の簡易調査からチャットボットを導入して、その効果を検証していただければと願っております。そして、繰り返しになり

ますが、そのための予算が認められることを願い、また期待したいと思います。ありがとうございました。

宇南山臨時委員からもお手が挙がっております。宇南山臨時委員、お願いいたします。

**○宇南山臨時委員** ありがとうございます。宇南山です。最初のオンラインの調査票回収率の推移について、コメントをしたいと思います。

図表3-1で調査票の回収率について、オンラインの先行導入5都府県と、オンライン未導入の42道府県の比較が提示されているわけですが、この先行5都府県と、未導入の42道府県の分割というのは、平成30年、令和元年、令和3年、令和5年、これらのところでもきちんと分割をして比較する必要があるのではないかというのが、私のコメントです。

その趣旨としましては、前回、オンラインを導入する際の統計委員会の部会での審議の中でも、5都府県を都府県単位で導入するというにすると、オンライン回答の導入の効果がうまく計測できないのではないかというのを、私も、多分、川口臨時委員だったと思うのですが、御指摘されていたと記憶しています。もちろん、この5都府県というのは、もともと調査が難しい都府県で、回収率が低めに出るのは仕方がないのだと思います。

その上でこの42道府県との単純な比較で低いと言っても、それがオンライン調査に効果がないことを意味するわけではないということですので、少なくとも時系列的な比較で、5都府県がオンライン導入したことによって、どれぐらいインパクトがあったのかを計測する必要があると思います。

また、さらに、同じ5都府県と42道府県の比較をする中でも、同じ年齢層の中で違う県に住んでいると、回答率がどれぐらい違うのかなどの分析が必要だと思います。現状お示しいただいたオンライン回答の状況というのは、回答手段の中、モードの中でどのモードを選んだかというのを詳しく見ていただいているのですが、やはり1つ、オンライン調査という手法によって回答率を上げられるのではないかというのは、多くのほかの統計でも期待されているところだと思いますので、その効果をきちんと検証することは、国民生活基礎調査にとどまらない、統計制度全体の改善に資すると思います。回収率にどのようなインパクトがあったのかについて、最近のところの因果推論に基づくような、もう少しきちんとしたエビデンスをお示しいただきたいなというふうに思いました。

それ以外の一個一個の取組は非常に素晴らしいものも多いと思うのですが、このオンライン導入が調査票回収率に与える影響というのをどのように評価するかについては、もう一度検討いただきたいと思います。特に、前回諮問・答申のときに既に懸念されていたことなので、そこはきちんと対応していただければと思います。

以上です。

**○津谷部会長** 宇南山臨時委員、ありがとうございました。ただ今の宇南山臨時委員の御意見につきまして、厚生労働省、御回答をお願いいたします。

**○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** 御指摘ありがとうございます。宇南山臨時委員に御指摘いただいた点につきまして申し上げますと、国民生活基礎

調査の令和5年のオンライン回答の割合につきましては、37.1%ということになっております。片や、公的統計の基本計画の中では、世帯を対象としたオンライン調査の導入については、50%という目標値が定められております。

ここははまだ少しかい離がございますので、今後オンラインの回答率を上げていく中では、宇南山臨時委員に御指摘いただきました点について考察をしながら、どういうところが弱いのかというようなところも含めて、把握しながらオンライン調査の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

ただ、今回お示ししましたのが2回分の調査しかなかったということで、令和4年と令和5年の比較のみということになっておりますけれども、今後、回数を重ねていく中で、令和5年、令和6年というデータが蓄積された中で、オンラインの回答率が高い都道府県というようなところも出てきますので、そういうような視点も含めて改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 すみません、私の意図がうまく伝わっていないといけないので、確認させていただきますが、オンラインの回収率が今37.1%で、これが50%を目指している。これはこれで正しい目標で、オンラインの回収を増やせば、調査の回収をする側も、回答する側も負担が減る。その意味で、オンラインの回収の比率を上げたいというのは正しい目標だと思いますので、この比率を計算すること自体が間違いだとは思っていません。

ただ、私が言いたいことは、全体としての回収率がオンライン回収が可能になったことで、上がるのかは、まだ必ずしもエビデンスとして固まったものではないと思っていますのです。

調査員に対して調査票を提出していた人が、手間が少ないからオンラインに切り替えるだけで、もともと回答する気がない人は、回答しないのか。それとも、オンラインだったら便利だから、今までだったら回答しない人が回答してくれるようになるのか。ここをきちんと切り分ける必要があると思うのです。

その意味では、オンラインの回答状況の分析が、オンライン回答率を見ているばかりの分析では、回収率に対する分析としては、方向として正しくないと思うので、調査票の回収率をターゲットにするような分析をしてほしいというのが、私の趣旨であります。また、まだ2回しかないという話なのですけれども、オンラインを導入して回答率が上がるかどうかは、導入のタイミングでしか測れない。今後、ずっと全員がオンラインで回答できる状況が続いていっても、オンライン回答が選択できることで回収率が上がりますかということには答えられないのです。

その意味では、令和3年から令和4年、令和4年から令和5年のこの2つのタイミングをきちんと分析することが不可欠だと思います。これからの問題ではなくて、今あるデータをきちんと分析してほしいという趣旨です。よろしくお願いします。

○津谷部会長 事務局から、何かコメントはございますか。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 すみません、事務局でございます。

今の宇南山臨時委員の御提案を踏まえまして、厚生労働省の方で、今この場で分析というのはなかなか難しいかと思しますので、そうですね、例えば次の部会のとしまでに少し検討いただいて、資料を作っていただいて、直ちに宇南山臨時委員の御趣旨に沿うものができるかどうか、若干の検討の時間は要るかと思しますが、まず、今ある材料で宇南山臨時委員がおっしゃられたような、全体として回収率が上がったのかどうかというところ、その辺りにスポットを当てたような形で、一旦資料を作っていただくと、そういうことは可能でございましょうか。

○津谷部会長 私からも一言申し上げてよろしいでしょうか。オンライン回答が調査方法の1つとして導入されたのは令和4年の大規模調査の時であり、この時は5つの都道府県を対象とした部分的な導入でした。そして、令和5年の簡易調査において、オンライン回答が全国展開されました。これによって回答率が上がったのかどうかを、明確に統計的に検証するのは難しいのではないかと思います。

ただ、宇南山臨時委員が御指摘になったのは、時系列のデータによる分析をもう少しきちんとやるべきであるということではないかと思います。特に図表3-1のデータをもう少し詳しく表示することが必要であり、特にここでは、令和4年と令和5年だけでなく、その前年の令和3年、そして、その前の令和元年についても再集計してみる必要があるということではないでしょうか。

もちろん、オンライン回答のデータがあるのは令和4年と令和5年だけですが、それ以外の年についても、令和4年調査でオンライン回答が先行導入された5つの都府県と、それ以外の道府県に分けて、これらを全体の内訳として集計する必要があるのではないかと思います。具其他的にどのように表示するかについては厚生労働省にお考えいただきたいのですが、オンライン回答の導入がどのように回答率に影響したのかについてデータを基に検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

また、先ほどの事務局からのコメントにもありましたように、本調査の回答率は低下傾向にあります。見方を変えれば、回答率の低下をスローダウンする、もしくは低下に歯止めをかけることに、オンライン回答の導入が寄与したのかどうかを検証する必要があるのではないかと思います。

このように、オンライン回答が部分導入された5つの都府県とそれ以外の道府県に分けて、回答率を時系列で示すことによりさらに検討するというところで、宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 私は、より詳細な分析は別として、それを見せていただくと、私はオンラインを先行導入した5都府県に関しては、少なくとも他の42府県よりは上がっている、高くなっていると期待しています。

○津谷部会長 分かりました。

○宇南山臨時委員 部会長がおっしゃったとおりの形で、厚生労働省に対応いただければと思います。

○津谷部会長 オンライン回答の導入が回答率に対して統計的に有意なプラスの影響があるのかについて解析することは難しいと思いますが、宇南山臨時委員からの御提案にした

がって、オンライン回答が先行導入された都府県とそれ以外に分けて回答率を集計し、その時系列変化を見てみるということで、集計の仕方はいろいろあるかと思いますが、御対応をお願いいたします。

都道府県の情報は変数として既にあると思いますので、この集計はそれほど難しいものではないのではと思います。これは宿題とさせていただきますので、次回の部会でその集計結果を示していただき、それについての厚生労働省のお考えを御説明いただくということで、宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 お手数をおかけしますが、よろしくをお願いいたします。

○津谷部会長 大変重要な御指摘であると思います。ありがとうございました。

そのほか、コメントございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、先ほどの宇南山臨時委員からの御質問を次回の宿題とさせていただきます。オンライン回答の導入年別の世帯票の回収率の時系列変化についての情報を提供していただくとともに、この分析結果についての厚生労働省のお考えを次回の部会でお聞きするという事にさせていただきたいと思います。

また、本調査では、調査員事務などの実査業務を地方公共団体をお願いしております。本日は、審議協力者として東京都と神奈川県に御参加いただいております。何か御意見やコメントはございませんでしょうか。

東京都保健医療局、お願いいたします。

○田村東京都保健医療局総務部広報担当課長 東京都の保健医療局です。お世話になっております。国民生活基礎調査の実施機関としての各保健所等からの意見をまとめます。今回、オンライン、コールセンター、それから回収要件の緩和につきましては、厚生労働省の説明にもありましたとおり、おおむね非常に好評でありまして、受け手の方にも高評価であったと思います。

意見として出ていなかった、よかった原因としては、特にコールセンターなのですけれども、以前は、今までは調査員の方が書き方を覚えて、御自宅の玄関などで人目を気にしながらお話をし、説明をしていたのですけれども、コールセンターの対応だと、調査員の負担を軽減するだけでなく、やはり玄関先でいろいろお話をするといったようなことがなくなるので、個人情報を守られるという点で、受け手の方にも好評だというふうに聞いております。

今後実施機関として改善が望まれる点としては、4点ほどございます。まず、IDについてなのすけれども、これは大都市においての共通の課題かと思っておりますけれども、大規模な再開発がありますと、またタワーマンションなどが建ちますと、世帯が大幅に変わってしまうことがございます。その際にID数を超過してしまって、オンライン対応ができないといったようなことが生じておりました。オンライン回答を推奨するという立場でありましたら、予備IDを御用意していただくなどの対応をしていただけると、今後よろしいかと思っております。

2点目は、IDとパスワードについてです。今回、そちらの申請を検討いただけるといった厚生労働省のお話もありましたが、特に調査員が貼り付けをするときに間違いが多発

しております。もしIDとパスワードのひも付けを、ルールとか何かそういったコードがあるようでしたら、入れて間違ったときに気づけるようなシステムを入れていただけると、よろしいのではないかとというふうに思います。

3点目に所得票の関係なのですけれども、所得票は世帯票の回答を得られた世帯を調査対象にしていますが、オンラインと、それから郵送に切り替えたという方については、回収の確認がすぐにできない状態になっております。そのため、回収締切日の時点で、回収確認ができた世帯と、それから今回、御協力できませんと明確に意思表示をした世帯以外は、全てどちらか分からないので、結局訪問しなければいけないといったことになりましたので、そちらの切替え時点の確認手段について、少し御検討いただくと大変ありがたく存じます。また、所得票の付帯調査はオンラインとコールセンターの対象外でしたので、所得票はオンラインで回答してくださった方のところにも、付帯票については回収に行かなければいけなかったもので、同じ調査ではありますので、やり方を統一していただけた方が書く側にもよいのではないかと思います。

4点目に、今回、オンラインについては、9人以上の方は対象外なのですけれども、多分世帯の人数が多いほど、オンラインのメリットというのはあると思いますので、できるだけ大家族の方も対応できるようにしていただくとよいと思います。

最後に、私、広報の方の課長をしておりますので、調査票とアナウンス、チラシを見たときに非常に分かりづらいなど、視認性が悪いなど思ったところがあります。色使いであったりとか、項目の並べ方が行動変容につながらないような見せ方になっていると感じましたので、何か少し広報的な視点から、受け手が分かりやすいポイントをすぐつかめるように工夫されるとよいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

**○津谷部会長** ありがとうございます。東京都より、実査の視点から有用な御意見をいただきました。そのポイントは5点ほどあったかと思いますが、厚生労働省、お答えやお考えがありましたら、お願いいたします。

**○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** 厚生労働省でございます。御指摘ありがとうございます。まず、オンライン調査の利便性についてでございます。確かに9人以上は記入ができないというところがあったりという点については、改善をするという試みを今現在行っているところでおりますので、オンライン調査の実施の中で御指摘いただいた点について、可能なものから改善に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、コールセンターにつきまして、特に所得票、国民生活基礎調査につきまして、厚生労働省が行います他の世帯面の調査の親標本機能というものを持っておりまして、国民生活基礎調査の対象となった世帯に、例えば国民健康栄養調査であったり、所得再分配調査というようなものが重なっている中で、コールセンターの方が対応しきれていないという部分の御指摘だったと思います。

この点につきましては、コールセンターの設置に際しまして、どこまでのことができるか、会計面の課題も出てくるかと思っておりますけれども、そういうところも含めまして、検討

できる範囲で検討いたしまして、対処したいというふうに考えております。

また、PRについて、確かに視認性が悪いというような御指摘、ごもっともかと思えます。こういう点についても、可能な改善から努めていきたいというふうに考えております。御指摘ありがとうございました。

以上でございます。

**○津谷部会長** 東京都、ありがとうございました。実務を担っておられないと出てこない、現場からの貴重な御意見だと思います。

なお、ID枠に余裕を持たせて設定することや、IDとパスワードが間違っていたら、その場で分かるようにシステムを改善することは、技術的にそれほど難しいことではないように思います。このための予算措置も必要になるかと思いますが、今後のこともありますので、回答者にとってできる限り使い勝手のよいシステムを造るために御尽力いただければと思います。

また、コールセンターを開設されて、それがフリーダイヤル化され、うまくいけば令和8年調査からはチャットボットの機能も加わるということで、回答率を上げるための取組は、少しずつではありますが着実に前進していると感じます。実査の現場からの御意見にも柔軟かつ前向きに対応して、改善を図る努力を続けていただきたいと思います。

東京都、貴重な御意見をありがとうございました。

では、そろそろ終了時間も近づいているようですので、ここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか。なお、確認ですが、オンライン調査導入の回答率への影響の分析については、先ほどの宇南山臨時委員からの御意見にもありましたように、新たなデータを取ることではなく、今あるデータを用いてより詳細に分析を行い、その結果を次回部会でお示し頂くということを宿題とさせていただきます。そして、その他の事項につきましては、御了解をいただいたと整理させていただきたいと思います。

ということで、次回部会では、この宿題について検討し、さらに答申案の方向性について御審議をお願いしたいと思います。お忙しい中、大変恐縮でございますが、かねてよりお願いしておりますとおり、11月5日火曜日の10時から第2回部会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

細かく繰り返すことはいたしません。本日の審議で御了承をいただいた事項につきましては、その結論を受けて、これを答申案に反映させていただきたいと思います。そのため、第2回部会では、追加説明を求められた事項についての審議と確認、そして可能な範囲で答申案について御議論をいただく予定としております。

なお、本日の部会審議の内容について、後で追加の御意見やお気づきの点などありましたら、時間が押しており恐縮ですが、10月8日火曜日の正午までに、事務局まで電子メールで御連絡をいただければ幸いに存じます。

また、本日の審議結果は、今月下旬に開催が予定されている統計委員会において、私から御報告したいと思います。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 御審議ありがとうございました。

ただ今、部会長からお話がありましたとおり、次回の部会は11月5日火曜日の10時から、今回同様、実参加とウェブの併用による開催を予定しております。お忙しい中、お時間を頂き恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

また、先ほど部会長からお話もありましたけれども、追加の御意見やお気づきの点等ございましたら、10月8日火曜日、正午までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

本日の配布資料は、次回以降の部会での審議資料として利用しますので、保管していただきますよう、よろしく願いいたします。

そして、本日の議事録につきましては、後日、事務局で作成次第、別途メールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認の方、よろしく願いいたします。

そして、最後に、本日の会議ですけれども、すみません、いつもの会場と異なりまして、最初にばたついてしまいまして、お詫びいたします。

事務局からは以上です。

**○津谷部会長** ありがとうございます。たくさんのお有用かつ貴重な御意見、御質問を頂きました。

それでは、以上をもちまして本日の部会は終了とさせていただきます。次回の部会も、どうぞよろしく願いいたします。